

# 令和8年度

## 当別町再生可能エネルギー設備導入推進事業補助金

### 寒冷地エアコン・エコキュート

(個人の方・一般住宅のみ)



## 申請の手引き



この補助金は、みなさんと力を合わせ、二酸化炭素の排出量削減に取り組む補助金となります。

#### 補助金の要点

- 令和8年度は先着順で受付します（予算に達し次第終了）。
- 冬期間の灯油・ガス等の使用量を確認させていただきます。  
確認できない場合、補助金返還となりますのでご注意ください。

#### 申請期間

令和8（2026）年6月1日（月）～11月30日（月）

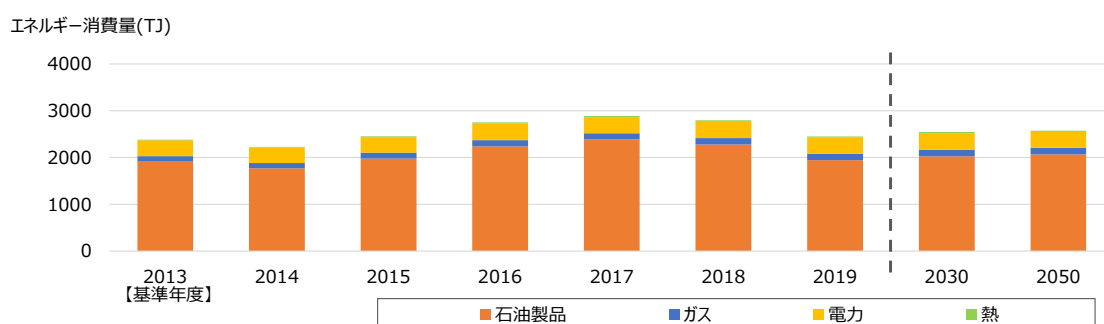
#### お問い合わせ・申請書類等提出先

〒061-0292 当別町白樺町 58 番地 9  
当別町役場 経済部ゼロカーボン推進室ゼロカーボン推進係  
お問い合わせ（電話）：0133-27-5089 0133-27-5382  
平日午前9時から午後5時 メール等での受付は行っておりません。

## 1. 事業の目的

当別町は、2050年ゼロカーボンを目指しています。  
2023年には、木材や地中熱など町の地域資源・特性を活かした二酸化炭素排出量の削減の取り組みが評価され、環境省の「脱炭素重点対策実施地域」に認定されました。本事業は、その功績から環境省より交付される「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用するものです。

当別町で使用されているエネルギーの多くが、灯油やガソリンなどの石油製品に依存しています。特に冬季の暖房では灯油の使用割合が高く、二酸化炭素排出量の削減が大きな課題となっています。



そのため、灯油ストーブや灯油ボイラーを、寒冷地エアコンなどの高効率なヒートポンプ機器へ転換し、さらにその電力を太陽光発電などの再生可能エネルギーで賄うことで、二酸化炭素排出量を削減していくことが本事業の趣旨となります。

## 2. 補助金制度の全体



寒冷地エアコン	1/2以内 (上限 20 万円)
エコキュート	1/2以内 (上限 20 万円)

### 3. 補助対象者

- 当別町の住民基本台帳に記録されている方、又は当別町に居住する予定の方  
※申請時に当別町外の住民基本台帳に記録されている方は、実績報告書提出時まで当別町に転入する方
- 当別町内の申請者本人が所有権を持つ一般住宅に対象設備を設置する方
- 当別町の税金等を滞納していないこと  
※申請時に当別町外の住民基本台帳に記録されている方は、現に住民基本台帳に記録されている市区町村の租税等を滞納していないこと
- 当別町暴力団排除の推進に関する条例（平成27年当別町条例第15号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと

#### 【対象にならない方】

- 申請時、ご自宅にエアコン（寒冷地仕様以外も含む）が設置してある方
- 過去に当該補助金（寒冷地エアコン、エコキュート）を活用した方  
※ 同一設備での申請はできません。例えば、寒冷地エアコンの補助を過去に受けた方は、今回、寒冷地エアコンの補助は受付できません。
- 申請前に設備の契約、購入などの行為を進めている方や設置工事を着手、又は完了されている方
- 寒冷地仕様以外のエアコンを導入する方
- 薪・ペレットストーブ、地中熱ヒートポンプ等、既に二酸化炭素の排出が少ない設備を設置済みの方。
- DIYや専門の業者ではない身内等への依頼によって設備設置される方。
- 中古品や他者から譲渡された設備を設置される方。
- 既存のエアコン、エコキュートが故障し、新しい設備へ取り換える方

## 4. 補助要件

- 従来の設備に対して30%以上の二酸化炭素排出量の削減効果が得られるもの。  
下記は参考例。 ※寒冷地エアコン、エコキュート共に同様の考え方になります。

石油・ガストーブ



CO2排出量：約2700kg/年

寒冷地エアコン（14畳用）



CO2排出量：約690kg/年

約74%削減

※省CO2削減効果

(導入前CO2排出量 - 導入後CO2排出量) / 導入前CO2排出量

※CO2は「二酸化炭素」、省CO2は「二酸化炭素排出量を削減すること」を言います。

- 商用化され、導入実績があるもの。
- 未使用品であること（中古品不可）。
- メーカー等の保証があること（性能保証、設置サポート等）。
- 設置、取り付け等は専門の事業者が実施すること。
- 設備の稼働状況やエネルギー使用量等、町へのデータ等の提供を行うこと。
- 各種法令等に適合した設備であること。
- 設備を当別町外に移さないこと。
- 温室効果ガス削減効果をJ-クレジット等に登録しないこと。  
※本補助金で支援した設備の環境価値を売却することはできません。
- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（令和5年1月13日環地域事発第2301131号）の重点対策加速化事業の交付要件を満たすこと。

## 5. 補助対象経費、補助額

### <補助対象経費>

設備本体、工事費（据付、配線、配管工事等）、その他付属設備

※ 石綿工事、電力会社申請費用、撤去費等、上記に記載のもの以外は、補助対象外。

※ 見積書項目は「一式」でまとめず、個別に金額を明示して積算すること。

### <補助額>

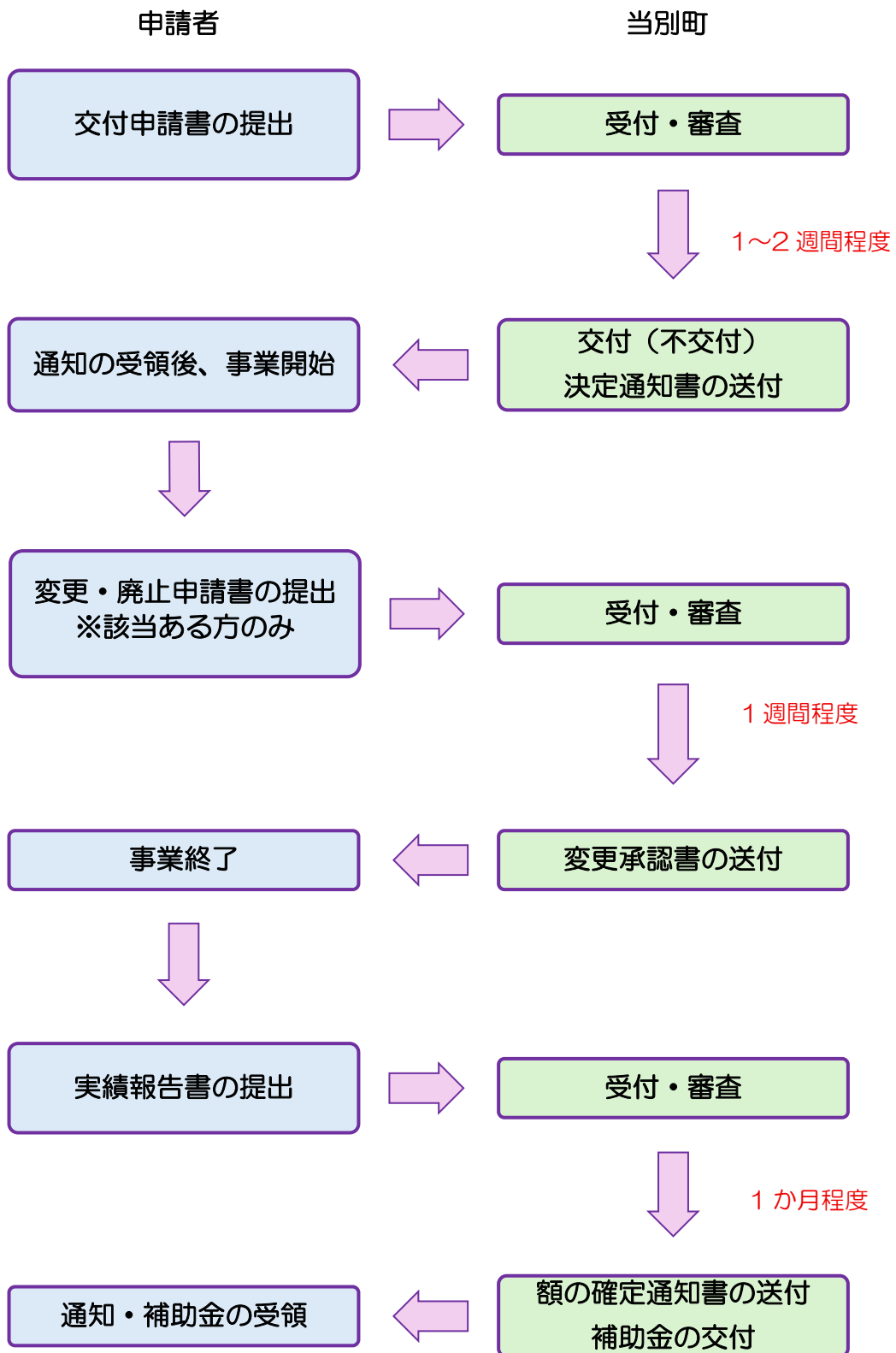
1/2以内（上限20万円）

（例）補助対象経費が、50万円の場合：20万円の補助（残り30万円は自己負担）

（例）補助対象経費が、40万円の場合：20万円の補助（上限いっぱい）

（例）補助対象経費が、20万円の場合：10万円の補助（1/2以内の金額）

## 6. 手続きの流れ



## 6-1. 交付申請（窓口持込のみ可）について

- 受付期間は、令和8年6月1日（月）～11月30日（月）となります。  
 受付時間 平日午前9時から午後5時  
 受付場所 当別町役場3階 経済部ゼロカーボン推進室窓口（西当別支所は不可）  
 ※ 郵送・メール等での提出は受け付けできません。  
 ※ 提出書類の不備がないものから受理するため、受付順が前後する可能性があります。
- 先着順に受付し、予算に達し次第終了します。予算に達した場合、その日に受理した申請者の中で抽選を行います。
- 寒冷地エアコン、エコキュートの両方を申請する場合、別々の申請になります。  
 両方を申請する場合は、各種1部ずつ準備してください。
- 審査には1～2週間程度かかりますので、ご了承ください。  
 ※申請状況等によっては、更に日にちをいただく場合があります。
- 審査完了後、申請者へ補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）を通知します。
- 事業着手（契約、購入、発注行為）は、交付決定通知書を受領後に実施してください。  
 ※ 交付決定は、補助金の交付ではありません。実績報告の審査完了後に額を確定し、補助金を申請者へ交付する手続きを行います。

### 【提出書類】

書類名	様式	留意事項
補助金交付申請書	様式第1号	氏名欄は自署
誓約書	様式第2号	氏名欄は自署
見積書等の写し	任意	申請者名義・見積有効期限入り 費用の内訳が確認できるもの
仕様書等の写し	任意	機器の仕様（型式・消費電力等）が確認できる 資料（カタログ、パンフレット等）
設備の設置位置がわかる図面	任意	手書き可
町税等の滞納がないことが確認できる書類 （完納証明書）	町が発行する 様式	転入して1年経過しておらず取得できない場合は、提出不要
住民票 ※	町が発行する 様式	発行後3か月以内の申請者本人の住民票

※ 3か月以内に転居してきた場合、申請時は当別町外に住民票がある場合は、実績報告時まで提出してください。提出できない場合は、補助金の交付はできません。

## 6-2. 変更・廃止申請について（事業実施期間中の各種届出の提出）

- 当初の申請内容に変更が生じる場合は、事実の判明時点で速やかにゼロカーボン推進係までご連絡ください。
- 変更（廃止）交付申請書（第5号様式）及び変更内容に応じて変更後の資料・費用、内訳・図面等をゼロカーボン推進係に提出してください。

受付時間（窓口持込・郵送提出） 平日午前9時から午後5時

※メール等での提出は受け付けできません。

- 軽微な変更については、本申請書の提出が不要の場合もありますので、個別にご相談ください。
- 変更承認後は、変更後の内容で実績報告を行ってください。

### 【提出書類】

書類名	様式	留意事項
補助金変更・廃止申請書	様式第5号	氏名欄は自署
変更後の内容が確認できる書類	任意	

### 【変更・廃止申請に関する Q&A】

Q：交付決定後に金額が増額しましたが、上限額を満たしておりません。  
その場合、補助対象になりますか？

A：なりません。交付決定時の金額が交付上限額となり、はみ出した分は自己負担です。なお、減額した場合は変更申請してください。

Q：連絡が必要になるのは、どんな時ですか？

A：以下の①～⑥の通りになります。

- ①交付決定後、設置する前に金額が変更になった（金額が下がった場合）
- ②設備を設置した結果、金額が変更になった（金額が下がった場合）
- ③着手予定日、完了予定日が変更になった
- ④設備が変わった（型式、メーカー、サイズ等）
- ⑤事業をやめた

※その他、Q&Aにも注意事項を記載しておりますので、ご確認ください。

### 6-3. 実績報告について

- 設備の設置が完了した日から30日以内又は令和9年1月29日（金）のいずれか早い日までに以下の書類をゼロカーボン推進係に提出してください。

【受付時間】 窓口持込 平日午前9時から午後5時  
 郵送提出 上記提出期日の午後5時必着

**※メール等での提出は受け付けできません。**

※やむを得ない理由を除き、提出期日に大きく遅れた場合、支払手続きの関係で補助金の交付ができなくなる可能性があります。

- 実績報告による提出書類を審査した後、不備等がなければ補助金交付額確定通知書（様式第8号）を送付し、申請者が指定した金融機関の口座に補助金を振り込みます。

#### 【提出書類】

書類名	様式	留意事項
補助金実績報告書	様式第7号	氏名欄は自署
対象設備の設置に伴う領収書の写し	任意	申請者が支払いし、設置事業者が領収したことが確認できるもの
対象設備の設置に伴う工事内訳書の写し	任意	納品書、請求書等 工事の内容、設置した本体の型式、部品ごとの値段等、明細がわかるもの
対象設備の保証書の写し	任意	設置した工事事業者と申請者の記載があり、保証開始日が明記されているもの
振込先口座（申請者本人のもの）が確認できる書類の写し	任意	
住民票	町が発行する様式	申請時に提出していない方
設置状況を示す写真 <寒冷地エアコン> 計6枚 ①室内機、室外機本体 ②室内機、室外機型番 ③既存設備、既存設備型番 <エコキュート> 計6枚 ①貯湯ユニット、ヒートポンプユニット本体 ②貯湯ユニット、ヒートポンプユニット型番 ③既存設備、既存設備型番	任意	今回設置した室内外の設備の本体写真と型式写真 既存の暖房設備が使用できない状態とわかる本体写真と型式写真

## 7. 補助金交付後について

### 7-1. 法定耐用年数について

- 補助金を活用して導入した各設備は、「法定耐用年数」に基づき、処分（廃棄・譲渡・転用等）の制限を受けます。
- 法定耐用年数は「6年」です。その間は廃棄や譲渡等の処分はできません。
- 状況に応じて処分期間が異なる可能性もありますが、各補助対象者が各設備・機器を導入した時点の法定耐用年数を基準とします。

### 7-2. 設備導入後の定期報告について

- 環境省への実績値の報告等を目的として、法定耐用年数を経過するまでの間、設置した設備等の稼働状況やエネルギー使用量等、町へのデータ等の提供を行っていただきます。

### 7-3. 補助金の返還等について

- 引越等でやむを得ず途中で補助対象設備を処分する場合は、事前に町長の承認を受けていただきます。報告理由により、補助金を返還していただく可能性もあります。
- 虚偽の申請や報告を行った場合、町が求めるデータ等の提供の協力について拒否する等の場合は、補助金を全額返還していただきますので、ご注意ください。

## 8. その他

Q&A集に注意事項を記載しています。必ずご確認ください。

令和8年度  
当別町再生可能エネルギー設備導入推進事業補助金  
寒冷地エアコン・エコキュート

Q&A

## 1 事業の目的

Q：補助事業（補助金）の目的は何ですか？

A：皆さんがご使用の化石燃料由来の製品を少ないエネルギーで大きな性能を発揮するヒートポンプ機器に転換すること、その電力を自分たちで賄うよう再生可能エネルギーを活用することで、地球温暖化の主な原因となる二酸化炭素の排出の抑え、ゼロカーボンに向けて皆さんと一緒に取り組むことが目的です。

そのため、補助金を活用し設備を導入したことで、どのくらい省エネルギーに繋がったか、二酸化炭素排出量削減になったかといったデータの提供にご協力いただきます。

当別町に常時居住しない（別荘などによる一時的な住まい）、故障等による製品の買い替え、夏場の暑さ対策など、単なる設備導入の補助を目的としたものではないことに、ご留意ください。

## 3 補助対象者

Q：「一般住宅」とは、どのような建物が該当しますか？

A：一般住宅とは、「個人が常時居住する住宅であり、かつ、居住のみを目的として建築された専用住宅」となります。店舗と住宅が併設された建物は「事業者対象」と見なされ、対象外になります（純粋に住宅のみに導入する場合は「一般住宅対象」となります）。

## 4 補助要件

Q：高効率空調設備はどのような設備が対象になりますか？

A：寒冷地エアコンのみが対象です。交付の要件として、凍結防止ヒーターがついており、外気温マイナス25度でも運転可能な暖房強化型のエアコンが対象になります。

Q：高効率給湯器について、エコジョーズ、エコフィール等は、対象ですか？

A：対象は、エコキュートのみです。

Q：高効率空調設備について、交付要件に「従来の設備より30%以上の二酸化炭素排出量の削減効果が得られるもの」とあるが、どのようにしたら分かりますか？

A：目安として、使用する台数分の合計が、冷房の消費電力が3000W以内、暖房の消費電力が3000W以内ですと、30%以上の二酸化炭素排出量の削減効果が得られることとなります。

※消費電力は、カタログ仕様表の冷房、暖房、それぞれの消費電力の欄をご覧ください。  
〇〇W（△△W～□□W）という記載で、最小消費電力と最大消費電力の記載がある場合もありますが、〇〇Wが消費電力となります。

## 6 手続きの流れ（交付申請・変更申請・実績報告）

＜交付申請前・交付申請時＞

Q：他の補助金との併用は可能ですか？

A：同一設備において、国の補助金を併用することはできません。

※ 例外もあるため、ご相談ください。

Q：見積りをとる事業者に指定はありますか？

A：指定はありません。

Q：申請前に対象設備の契約等（購入や工事等含む）を行ってもよいですか？

A：役場からの交付決定前に契約等が完了している場合は対象外となります。交付決定後に行ってください。

Q：申請前に設備の設置工事が終わっている場合は対象になりますか？

A：役場からの交付決定前に工事が完了している場合は対象外となります。  
交付決定後に行ってください。

Q：交付申請は、FAXや電子メールでも提出できますか？

A：FAXや電子メールでは提出できません。

Q：申請は何度でもできますか？

A：同一設備の場合はできません。なるべく多くの方に活用していただきたいと考えております。

Q：郵送で申請書類を提出できますか？

A：できません。令和8年度はすべての設備を先着順としているため、公平性の観点から郵送の受付はいたしません。

Q：設置位置がわかる図面とは何ですか。

A：家の間取りがあり、その中で設備を設置する場所を明記してもらう図になります。家の設計図、手書きの図でも結構ですので、提出をお願いします。

Q：申請者の名前は、誰でもよいですか？

A：設備を設置する住宅を所有している方の名前で申請してください。誓約書、見積り書の写し等、提出書類の名義は統一してください。

Q：二世帯住宅（敷地内で建物が分かれている場合も含む）等で、どちらにも設備の設置を行う場合、二軒分として申請可能ですか？

A：同一の建物は一つの申請としてみます。ただし、区分登記かつ住宅瑕疵担保責任保険にそれぞれで加入していること、また、建物内でつながっていない場合は、それぞれで申請可能となります。住宅瑕疵担保責任保険の適用外の時期の住宅は、火災保険と読み替え可能とします。

<変更・廃止申請時>

Q：交付決定後に金額が増額しましたが、上限額を満たしておりません。その場合、補助対象になりますか？

A：なりません。交付決定時の金額が交付上限額となり、はみ出した分は自己負担です。なお、減額した場合は変更申請してください。

Q：連絡が必要になるのは、どんな時ですか？

A：以下の①～⑥の通りになります。

- ①交付決定後、設置する前に金額が変更になった（金額が下がった場合）
- ②設備を設置した結果、金額が変更になった（金額が下がった場合）
- ③着手予定日、完了予定日が変更になった
- ④設備が変わった（型式、メーカー、サイズ等）
- ⑤事業をやめた

Q：変更申請は、FAX や電子メールでも提出できますか？

A：FAX や電子メールでは提出できません。交付申請時と違い、窓口持込に加え、郵送でも提出可能です。

<実績報告時>

Q：実績報告は、FAX や電子メールでも提出できますか？

A：FAX や電子メールでは提出できません。変更申請時と同じく、窓口持込、郵送提出のいずれでも提出可能です。

## 7 補助金交付後

Q：一般町民（個人事業主ではない）が重点対策加速化事業で補助金を受けた際には、確定申告は必要ですか？

A：補助金交付金額と他の一時所得を含めた金額が50万円を超える場合には、確定申告が必要です。ただし、確定申告をする際に『国庫補助金等の総収入金不算入に関する明細書』を提出する事により補助金交付金額は課税対象外となります。

また、住宅購入の場合は、交付を受けた住宅について住宅ローン減税の適用を受ける場合、補助金の額は住宅の取得対価から控除されます。